

## 社団法人日本デザイン保護協会 役員報酬規程

### (総則)

第1条 社団法人日本デザイン保護協会(以下「本協会」という)の役員の報酬は、本協会定款第16条の規定に基づき、この規程に定めるところによる。

### (役員 の 定義)

第2条 この規程に定める役員とは、本協会定款第16条ただし書きに定めるところの常勤役員をいう

### (報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、本協会の予算の範囲内において支給することができる。

- 2 役員には、職員給与規程第2条第2号に定める諸手当は支給しない。
- 3 報酬は、年俸とする。
- 4 報酬の額は、会長が別に定める。

### (報酬の支払)

第3条 報酬の支払いは分割とし、支払日は職員給与規程第3条第1項を準用する。

### (実施細則)

第5条 この規程の実施に必要な細則については、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和63年5月11日から施行し、昭和63年5月11日から適用する。